

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額合計	634,251	25,370	628,615	25,144
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	634,251	25,370	628,615	25,144
(i) ソブリン向け	7,577	303	6,527	261
(ii) 金融機関向け	18,341	733	22,798	911
第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け			-	-
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	201,777	8,071	255,142	10,205
(v) 中小企業等・個人向け	95,331	3,813		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			125,376	5,015
トランザクター向け			-	-
(vii) 抵当権付住宅ローン	39,678	1,587		
(viii) 不動産取得等事業向け	204,898	8,195		
(ix) 不動産関連向け			195,813	7,832
自己居住用不動産等向け			32,681	1,307
賃貸用不動産向け			126,793	5,071
事業用不動産関連向け			35,423	1,416
その他不動産関連向け			913	36
A D C 向け			-	-
(x) 劣後債権及び その他資本性証券等			-	-
(xi) 三月以上延滞等	2,309	92		
(xii) 延滞等向け			3,853	154
(xiii) 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞			225	9
(xiv) 出資等	5,039	201		
出資等のエクスポージャー	5,039	201		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(xv) 株式等			4,271	170
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xvii) 他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー	-	-	-	-
(xviii) 信用協同組合連合会 の対象普通出資等で あってコア資本に係る 調整項目の額に算入 されなかった部分に 係るエクスポージャー	2,416	96	2,416	96
(xix) その他	56,881	2,275	12,189	487
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-
④未決済取引			-	-

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	32,883	1,315	27,769	1,110
B            I			18,512	
B            I            C			2,221	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	667,135	26,685	656,384	26,255

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%